

# 募集

## 「大津市ごみ出し支援戸別収集サービス」の実施について

大津市では、第6期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画「おおつゴールドプラン2015」に基づき、本市が定期収集する家庭ごみについて所定のごみ集積所に排出することが困難な高齢者等を対象に、ご自宅の玄関先等に出されたごみを直接収集にお伺いする「ごみ出し支援戸別収集サービス」を平成28年10月より開始したところです。対象世帯要件に該当し、本サービスを希望する場合は、申請手続きを行ってください。

### 1 サービスの概要

- 対象世帯が該当する家庭廃棄物の収集区域の定期収集を行う日又は当該区域における大型ごみの収集を行う日（以下「収集日」という。）のいずれかに本市が対象世帯を訪問し、世帯で生じた家庭ごみを回収します。
- 収集日の朝8時30分までにご自宅の玄関先に設置したペール容器等（ふた付バケツ）に入れてください。
- ペール容器等についてはサービスの利用世帯でご用意ください。

### 2 対象世帯

- 次の（1）から（3）のすべてに該当する世帯
  - （1）要介護認定において要介護度1以上の認定を受けている65歳以上の高齢者、又は身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている障害者のみで構成されている世帯
  - （2）世帯員のいずれかが介護保険サービスまたは障害福祉サービスを利用し、家事援助を受けている世帯
  - （3）定期収集ごみの排出について、親族又は近隣在住者等の協力が得られない世帯

### 3 募集受付期間

- 平成28年10月11日（火）から随時  
※サービス実施にかかる可否決定については申請後3週間程度かかります。

### 4 申請方法

#### 【提出書類】

- 大津市ごみ出し支援戸別収集サービス申請書（様式第1号）  
居宅介護支援事業所又は訪問介護事業所の管理者、介護支援専門員等の署名が必要です。

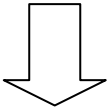
#### 【提出先・提出方法】

- ①窓口提出の場合：大津市役所長寿政策課、介護保険課、障害福祉課及び市内のあんしん長寿相談所
- ②郵送の場合：〒520-8575 大津市御陵町3番1号 大津市役所長寿政策課、介護保険課、障害福祉課の各課

#### 4 申請受付からサービスの開始まで

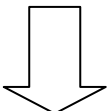
##### ①福祉関係課での書類確認

- 記載事項についての確認を行います。



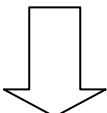
##### ②廃棄物減量推進課での審査・現地調査

- 収集事業者との調整を行います。
- 必要に応じて訪問調査を実施します。



##### ③サービス実施の可否について決定

- 申請者の方に大津市ごみ出し支援戸別収集サービス利用決定通知書又は大津市ごみ出し支援戸別収集サービス利用申請棄却（却下）決定通知書により、当該申請者に通知します。



##### ④サービスの開始

- 利用決定の場合、③の決定通知書に記載された日から収集サービスを開始します。

#### 5 注意事項等

- ①申請要件を満たしていても、収集活動における安全性（収集車走行の際の道路幅や転回スペース等）が確保できない場合は、サービスの利用ができないことがあります。
- ②共同住宅等の場合は原則建物の1階にペール容器等を設置して頂きますが、ペール容器等の置き場所についてあらかじめ建物管理者等の承諾を得て頂く必要があります。承諾を得られない場合はサービスの利用は出来ません。
- ③オートロックマンションなど暗証番号や鍵を使用して立ち入ることが必要な場合、サービスの利用は出来ません。
- ④収集員が収集に伺うのは玄関先等までです。
- ⑤「ごみ分別・減量ガイドブック」に基づき、分別してください。
- ⑥ペール容器等の設置により、周辺環境が悪化した場合（散乱、他者の持ち込み等）、本サービスを中止することがあります。
- ⑦サービス開始後、世帯員の要介護度区分等の変更や住環境の変化により、本サービスの利用条件に該当しなくなった場合、休止または中止となります。また、必要に応じ、ごみ出し支援戸別収集サービスの実施に関し必要な事項について、関係機関に対し照会又は調査をすることがあります。

【お問い合わせ先】 大津市環境部廃棄物減量推進課 TEL : 077-528-2802